鹿屋市出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載に関する事務取扱要綱（平成25年鹿屋市告示第171号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「はたらいて」を「働いて」に、「

	氏名	

」を「

	氏名	

印	連絡先	

」

署名又は記名押印	連絡先	

」に改める。

附　則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。